

県南広域振興局長告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年2月15日

県南広域振興局長 田村均次

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350500047	児童デイサービスたんぽぽ	花巻市大谷地608番地3	平成25年2月28日